

平成 28 年 1 1 月 1 6 日
機 構 長 裁 定

人間文化研究機構における契約情報に関する公表基準

1. 公表の対象

人間文化研究機構における契約の公表の対象は、売買、賃借、請負その他の契約で、予定価格が 500 万円以上のものとする。

なお、本機構の行為を秘密にする必要があるもの及び科学研究費補助金等の経理の委任を受けて行う契約は除く。

2. 公表の内容

- (1) 契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
- (2) 契約を締結した日
- (3) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (4) 契約方式
- (5) 契約金額
- (6) 随意契約によることとした理由

3. 公表の方法

公表の方法は、人間文化研究機構のホームページに掲載し公表する。

4. 公表の時期

契約を締結した日の翌日から起算して 72 日以内とする。

5. 公表の期間

契約を締結した日の翌日から起算して一年が経過する日までとする。

附則

- 1 この基準は、平成 29 年 4 月 1 日以降に締結する契約から適用する。
- 2 人間文化研究機構における随意契約情報に関する公表基準（平成 19 年 3 月 16 日裁定）は廃止する。